

## ■ 料金表

## 湖陽住宅団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	9月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 8月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	409.4530円 (372.23円)	416.1850円 (378.35円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	399.4430円 (363.13円)	406.1750円 (369.25円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 瑞樹団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	9月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 8月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	389.3780円 (353.98円)	396.1100円 (360.10円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	379.3680円 (344.88円)	386.1000円 (351.00円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 南森本

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	9月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 8月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	393.6790円 (357.89円)	400.4110円 (364.01円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	383.6690円 (348.79円)	390.4010円 (354.91円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 大浦・東蚊爪

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	9月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 8月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	381.0290円 (346.39円)	387.7610円 (352.51円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	371.0190円 (337.29円)	377.7510円 (343.41円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 料金計算式

早収料金 = 基本料金 + 従量料金単価 × ご使用量 [円未満切り捨て]

《具体的計算例》

 湖陽住宅団地で1カ月のご使用量が10.0m<sup>3</sup>の場合（「湖陽住宅団地」の「料金表B」が適用されます）

 早収料金 = 732.8円 + 363.13円 × 10 m<sup>3</sup> = 4,364円 [円未満切り捨て]

→ ご請求額（消費税込み） 4,800円

## 液化石油ガス料金 令和 2 年 9 月検針分

## ■ 原料価格の変動状況

## (1)平均原料価格の実績

	令和2年4月～令和2年6月 (9月検針分に適用)	令和2年3月～令和2年5月 (8月検針分に適用)
平均原料価格	36,080円/ト	39,070円/ト
LPG (プロパン) 平均輸入価格 (貿易統計値)	36,080円/ト	39,070円/ト
基準平均原料価格 <sup>※</sup>	86,340円/ト	

※ 料金改定時に設定した原料価格 (本市は平成26年9～11月の3ヶ月間の平均値)

 (2)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定方法

## ①原料価格変動額の算定

36,080円/ト (平均原料価格) - 86,340円/ト (基準平均原料価格) = ▲50,200円/ト [100円未満切捨て]

 ②1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定 (消費税抜き)

▲50,200円/ト (原料価格変動額) / 100円 × 0.204<sup>※1</sup> = ▲102.41円/m<sup>3</sup><sup>※2</sup>

※1 変動額100円につき単位料金を1m<sup>3</sup>あたり0.204円調整

※2 マイナス調整の時は小数第3位を切り上げし、プラス調整の時は小数第3位を切り捨てる

 (3)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の比較 (対前月/税抜き)

令和2年9月分 調整額(A)	令和2年8月分 調整額(B)	差額(A)-(B)
▲102.41円/m <sup>3</sup>	▲96.29円/m <sup>3</sup>	▲6.12円/m <sup>3</sup>

 (4)平均的なガス使用量のご家庭 (10m<sup>3</sup>/月<sup>※</sup>) における影響額 (一般料金: 税込)

地区	令和2年9月分 適用料金 (A)	令和2年8月分 適用料金 (B)	影響額 (A) - (B)
湖陽住宅団地	4,800円	4,867円	▲67円
瑞樹団地	4,599円	4,666円	▲67円
南森本	4,642円	4,709円	▲67円
大浦・東蚊爪	4,515円	4,582円	▲67円

※ 10m<sup>3</sup>/月は、家庭用のお客さま1件あたりでの平均ガス使用量

(平均ガス使用量は、平成18年度～平成22年度の5カ年平均により算定しています)